



# 第16期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年3月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都港区三田三丁目5番19号  
住友不動産東京三田  
ガーデンタワー2階  
ベルサール三田ガーデン

株式会社サイフューズ

証券コード：4892

証券コード 4892  
2026年3月12日  
(電子提供措置の開始日 2026年3月2日)

## 株 主 各 位

東京都港区三田三丁目5番27号  
住友不動産東京三田サウスタワー  
**株式会社サイフューズ**  
代表取締役 秋枝 静香

### 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第16期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.cyfusebio.com/ir/stock/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

#### 【書面の郵送による議決権行使の場合】

3頁の「書面（郵送）で議決権を行使される場合」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 【インターネットによる議決権を行使される場合】

3頁の「インターネットで議決権を行使される場合」をご確認ください。なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

敬 具

記

1. 日時：2026年3月27日（金曜日）午前10時（開場：午前9時30分）
2. 場所：東京都港区三田三丁目5番19号  
住友不動産東京三田ガーデンタワー 2階 ベルサール三田ガーデン
3. 会議の目的事項
  - (1) 報告事項 第16期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告
  - (2) 決議事項
    - 第1号議案 取締役5名選任の件
    - 第2号議案 監査役3名選任の件
    - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

（お願い）

1. 会場ご出席の株主様におかれましては、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 本株主総会へご来場される株主の皆さまへのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

### 議決権行使に関するご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

#### 事前に議決権を行使される場合



##### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年3月26日（木曜日）午後6時到着分まで



##### インターネットで議決権を行使される場合

###### 「スマートフォン」による行使

同封の議決権行使書用紙右下のログイン用二次元コードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年3月26日（木曜日）午後6時まで



###### 「ログインID・パスワード入力」による行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年3月26日（木曜日）午後6時まで

詳細は次頁をご参照ください

#### 株主総会に出席される場合



##### 当日出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

## 議決権行使のお取り扱い

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたはタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

### 二次元コードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の二次元コードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

### ログインID・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更が可能です。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

## 議案及び参考事項

## 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

## 【ご参考】 候補者一覧

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性			取締役会 出席回数
1	秋枝 静香	代表取締役 社長執行役員	再任			15回/15回 (100%)
2	三條 真弘	取締役 執行役員・CFO経営管理部長	再任			15回/15回 (100%)
3	岸井 保人	執行役員・事業推進部長	新任			一回/一回 (-%)
4	吉岡 康弘	社外取締役	再任	社外	独立	15回/15回 (100%)
5	鈴木 邦彦	社外取締役	再任	社外	独立	15回/15回 (100%)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1  再任	あきえだ しずか 秋枝 静香 (1976年12月2日生)	2004年4月 九州大学大学院医学研究科 整形外科 学講座 研究員 2007年4月 九州大学大学院医学研究科 病理病態 学講座 学術研究員 2010年4月 九州大学病院 整形外科 学術研究員 2010年10月 当社 入社 2013年10月 経済産業省事業／国立研究開発法人日 本医療研究開発機構事業 再生医療分 野 ヒト細胞製造システム開発ワーキ ンググループ ワーキング委員・タス クフォース委員 2016年9月 当社 取締役 細胞製品開発部長 2016年10月 当社 取締役 執行役員・細胞製品開発 部長 2018年3月 当社 代表取締役 社長執行役員(現任)	511,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            秋枝静香氏は当社創業メンバーとして、長年にわたり国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）プロジェクトをはじめとする国のプロジェクト及び当社が関わる研究開発プロジェクトを横断的に統括し、国内外複数企業・研究機関等との戦略的パートナーシップ構築と再生医療等製品の実用化・事業化に向けた事業活動を主導して進めてまいりました。研究開発及びバイオベンチャー経営における高度な専門性と高い見識を有するとともに、再生細胞医療業界全般に関する豊富な知識と経験も有しております。これらの実績と幅広い見識、そして強いリーダーシップに基づき、当社の今後のさらなる企業成長を牽引し、企業価値の向上に貢献していただけるものと判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	さんじょう まさひろ 三條 真弘 (1976年11月20日生)	2000年8月 株式会社リソー教育(現 株式会社リソー教育グループ) 入社 2008年3月 中央大学大学院法務研究科 卒業 2008年11月 シンバイオ製薬株式会社 入社 2015年12月 当社 経営管理部長 2017年10月 当社 執行役員・経営管理部長 2018年3月 当社 取締役 執行役員・CFO経営管理部長(現任)	383,900株
再任	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  三條真弘氏は上場スタートアップ企業での新薬の上市経験や、上場企業における経営管理の豊富な実務経験に基づき、経営管理全般に関する高度な専門性と高い見識を有しております。当社においても未上場時代から長きにわたり、経営管理全般を統括し、組織・制度・ガバナンス体制の構築・強化を主導してまいりました。当社の証券取引所への新規上場を成功に導いた実績や多面的なファイナンスの実践を通じた強固な財務基盤の構築実績とともに、ベンチャー経営に関する豊富な知識と実務経験も有しております。これらの実績から、当社取締役として、経営全般に対する業務執行を通じて、今後のさらなる企業成長に貢献していただけるものと判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
3	きしい やすと 岸井 保人 (1980年2月16日生)	2003年4月 マイクロンジャパン株式会社 入社 2008年10月 三菱電機株式会社 入社 2015年4月 当社 システム開発部 マネージャー 2022年4月 当社 事業推進部長 2024年1月 当社 執行役員・事業推進部長(現任)	－株
新任	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  岸井保人氏は半導体業界における装置開発や世界初となる新方式を用いた陽子線治療用装置の開発に成功するなど、医工学をベースとした各種技術開発の豊富な知識と経験に基づき、長年にわたり、当社の基盤技術を中心とした技術応用や新技術開発、並びに再生医療等製品の商業化へ向けた事業基盤整備を促進してまいりました。これらの高度な専門性と高い見識及び実績から、当社取締役として、経営全般に対する業務執行を通じて、今後の再生医療の次世代リーダーとしてさらなる企業成長に貢献していただけるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数			
4  <table border="1" data-bbox="163 627 238 730"> <tr><td>再 任</td></tr> <tr><td>社 外</td></tr> <tr><td>独 立</td></tr> </table>	再 任	社 外	独 立	よしおか やすひろ 吉 岡 康 弘 (1955年9月27日生)	1980年4月 富士写真フイルム株式会社(現 富士フイルム株式会社) 入社 2008年11月 同社ライフサイエンス研究所 所長 2011年7月 同社フェロー R&D 統括本部 2012年4月 内閣府ライフイノベーション戦略協議会 構成委員 2013年9月 富士フイルム株式会社執行役員 再生医療研究所 所長 2014年4月 幹細胞評価基盤技術研究組合 理事長 2015年7月 富士フイルム株式会社フェロー R&D 統括本部 2015年8月 国立研究開発法人日本医療研究開発機構「脂質」領域アドバイザー 2016年6月 京都府立医科大学 特任教授 2016年7月 富士フイルム株式会社 参与 2017年7月 幹細胞評価基盤技術研究組合 理事 2018年4月 当社 技術顧問 2019年3月 当社 社外取締役(現任)	-株
再 任						
社 外						
独 立						
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>吉岡康弘氏はライフサイエンス及び再生医療分野における第一人者として要職を歴任し、長きにわたり業界を牽引されてきた深い造詣と高い見識を有しております。その豊富な経験や高度な専門性を活かして、当社の社外取締役としても、研究開発を中心とする識者として適宜適切な助言や発言を行うなど、業務執行取締役から独立した客観的視点で、当社の企業価値向上に大きく寄与していただいております。今後のさらなる当社の企業成長に貢献していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>						

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	すずき くにひこ 鈴木 邦彦 (1959年5月6日生)	1982年4月 エッソ石油株式会社(現ENEOS株式会 社) 入社 1988年3月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科経 営管理修士号(MBA) 1988年8月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券 株式会社) 入社 2001年7月 ルクセンブルク日興銀行(現SMBC日 興ルクセンブルク銀行) 社長 2006年3月 株式会社メディネット 入社 2013年10月 同社 代表取締役社長 2018年12月 同社 取締役副社長 2020年12月 同社 理事 2020年12月 当社 経営顧問 2021年3月 当社 社外取締役(現任) 2022年6月 株式会社セルフファイバ 社外監査役(現 任) 2022年10月 株式会社メディネット 顧問(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社セルフファイバ 社外監査役	－株
再任 社外 独立	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 鈴木邦彦氏は長年にわたる金融機関での実務経験や再生・細胞医療業界における国際的な幅広い知見と豊富な経験に加えて、上場企業経営者としての資本市場及び業界動向に対する高い見識を有しております。当社の社外取締役としても、企業経営経験者としての高度な見識や専門性を活かして、大局的な見地から、事業戦略やアライアンス構築等の経営全般に対する適宜適切な助言や発言を行うなど、業務執行取締役から独立した客観的視点で、当社の経営体制の強化に大きく寄与していただいております。今後も当社の企業価値向上に貢献していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。吉岡康弘氏、鈴木邦彦氏が本総会で取締役の再任が承認された場合は、各氏と当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役现就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 吉岡康弘、鈴木邦彦の各氏は社外取締役候補者であります。各氏は現に当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、吉岡康弘氏が7年、鈴木邦彦氏が5年となります。
5. 当社は現在社外取締役である吉岡康弘、鈴木邦彦の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みずぐち ゆうすけ 水口 祐介 (1982年9月25日生)	2005年4月 日本電気システム建設株式会社（現 NEC ネットエスアイ株式会社）入社 2007年8月 トライアックス株式会社（現 株式会社 スカラコミュニケーションズ）入社 2012年10月 あらた監査法人（現 PwC Japan 有限責任監査法人）入所 2016年7月 公認会計士登録 2023年9月 税理士登録 2023年9月 みずぐち公認会計士・税理士事務所 代表（現任） 2025年5月 当社 仮監査役（社外監査役） 2025年8月 当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） みずぐち公認会計士・税理士事務所 代表	一株
		<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 水口祐介氏は公認会計士及び税理士としての高度な専門性及び豊富な経験を有していることに加え、当社の常勤監査役として、現場への精力的な往査や業務執行取締役等との連携による監査の実効性向上を通じた、コーポレート・ガバナンスの強化に大きく寄与していただいております。同氏の専門性と現場重視の姿勢は、今後のさらなるガバナンス及び経営体制の強化に不可欠であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	

再任  
社外  
独立

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任 社外 独立</span>	ひろせ たくお 廣瀬 卓生 (1971年6月28日生)	弁護士登録 1997年4月 友常木村見富法律事務所(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業) 入所 2004年5月 ニューヨーク州弁護士登録 2005年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業) パートナー弁護士(現任) 2007年6月 ローランド ディー.ジー.株式会社 社外監査役 2010年6月 同社 社外取締役 2018年4月 当社 顧問 2018年6月 当社 社外監査役(現任) 2020年12月 株式会社コアコンセプト・テクノロジー 社外監査役 2021年3月 同社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年12月 浜松ホトニクス株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 株式会社コアコンセプト・テクノロジー 社外取締役(監査等委員) 浜松ホトニクス株式会社 社外取締役	-株
<b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 廣瀬卓生氏は弁護士として企業法務に関する豊富な経験と資本市場に関する高度な専門知識及び実務経験等に加え、上場企業を含む他社での社外役員経験も有しております。当社の社外監査役としても、これらの経験を活かし、法律専門家としての客観的な視点から業務執行やコーポレート・ガバナンスの面において適切な監査・助言を行うなど、当社のガバナンス体制の強化に大きく寄与していただいております。今後もその高度な見識を活かし、当社の経営品質及び企業価値の向上に貢献していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3  再任 社外 独立	おだ かずや 小田 和也 (1961年7月19日生)	1986年4月 株式会社カネカ 入社 1997年3月 同志社大学大学院総合政策科学研究科 総合政策科学専攻 株式会社カネカ 発泡樹脂製品事業部 管理総括GL兼事業創造GL 上席幹部 2016年4月 ～2017年9月 玉井化成株式会社 代表取締役社長 2019年4月 株式会社カネカ F&R.TSVエバラン部 長 2021年3月 当社 社外監査役(現任) 2021年4月 株式会社カネカ 理事 2022年4月 みれい菓株式会社 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) みれい菓株式会社 代表取締役	一 株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b>            小田和也氏は長年にわたり、総合化学メーカーにおいて幅広い実務に精通するとともに、事業会社の代表取締役として企業経営の豊富な経験を有しております。当社の社外監査役としても、これらの経験を活かし、経営者としての客観的視点から、業務執行やコーポレート・ガバナンスの面において適切な監査・助言を行うなど、当社の経営体制の強化に大きく寄与していただいております。今後もその高度な見識を活かし、当社の経営品質及び企業価値の向上に貢献していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水口祐介氏は、退任した監査役の補欠として2025年8月開催の臨時株主総会において選任されたものであり、当社定款の定めにより、その任期は前任者の任期満了の時である本総会終結の時までとなります。
3. 当社は各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。水口祐介、廣瀬卓生、小田和也の各氏が本総会で監査役の再任が承認された場合は、各氏と当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の

職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が監査役に就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

5. 水口祐介、廣瀬卓生、小田和也の各氏は社外監査役候補者であります。各氏は現に当社の社外監査役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、水口祐介氏が10ヶ月、廣瀬卓生氏が7年9ヶ月、小田和也氏が5年となります。
6. 当社は現在社外監査役である水口祐介、廣瀬卓生、小田和也の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

**第3号議案 補欠監査役1名選任の件**

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
おおえ こうじ 大江 耕 治 (1975年4月15日生)	2001年10月 弁護士登録 桃尾・松尾・難波法律事務所 入所 2006年8月 KIRKLAND & ELLIS 法律事務所 勤務 2007年3月 ニューヨーク州弁護士登録 2007年6月 経済産業省通商政策局 通商機構部 参事 官補佐 2010年1月 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー 弁護士 2022年6月 株式会社新日本建物 監査役 2026年1月 大江・山田法律事務所 代表弁護士 (現 任) (重要な兼職の状況) 大江・山田法律事務所 代表弁護士	一株

**【社外補欠監査役候補者とした理由】**

大江耕治氏は、弁護士として、企業法務全般にわたる豊富な経験と高い見識及び行政機関での執務経験や米国での実務経験等、国際法務や行政対応に関する専門知識・経験等を有しております。当社の監査機能並びにコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献していただけることが期待されることから、補欠監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 当社は、大江耕治氏が所属する大江・山田法律事務所に対し、案件ごとに個別の法律相談等を依頼しており、その対価の支払いが発生しておりますが、その額は僅少であります。
2. 大江耕治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大江耕治氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。大江耕治氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 1. 事業活動概況

当事業年度（2025年1月1日～12月31日）における我が国経済は、海外景気の不確実性や原材料価格の高騰等、先行き不透明な状況が続いた一方で、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移し、企業部門においても生産性向上や省力化を目的とした設備投資が着実な伸展をみせる等、全体としては緩やかな回復基調となりました。

国内動向においては、2022年に施行された「スタートアップ育成5か年計画」、2025年11月に設置された「日本成長戦略本部」等により、政府・関係機関等によるスタートアップ並びにベンチャー企業への支援は継続的に推進されている傾向にあります。特に当社が主として事業活動を展開する再生医療・遺伝子治療等のバイオ・先端医療分野は、国益に直結する科学技術・イノベーション分野として、国の成長戦略を担う重点投資分野に指定されており、新たな再生医療等製品の上市や本分野の市場拡大及び今後の経済成長が期待されております。

当社では、独自の基盤技術を用いた革新的な再生医療等製品や3D細胞製品の創出を通じて、新たな再生医療・細胞医療の実用化・産業化に貢献するべく、研究・技術開発を中核とする事業活動を推進しております。

また、細胞製品開発と並行して、デバイス販売や共同研究活動等により、次世代製品候補の探索や当社の基盤技術を国内外に普及させる事業活動にも取り組んでまいりました。

具体的には、①再生医療領域において、再生医療等製品の实用化へ向けたパイプライン開発及び3D細胞製品の各種受託、②創薬支援領域において、製薬企業・非臨床試験受託企業等の創薬活動を支援する3D細胞製品の開発・販売、③デバイス領域において、基盤技術を搭載したバイオ3Dプリンタ等の三次元細胞積層システム機器の開発・販売等を多面的に展開し、中長期的な収益基盤の構築に努めております。

#### 2. 経営成績

このような環境のもと、当事業年度における経営成績は、以下のとおりとなりました。

売上面においては、将来の収益基盤の核となる、複数の再生医療等製品パイプライン等の順調な製品開発進捗を受け、足元のベース収益となるバイオ3Dプリンタ及び関連消耗品の販売並びに「ヒト3Dミニ肝臓®」等の3D細胞製品の販売や各種受託等が着実に進展した結果、前年同期比で約4.2倍の大幅な増収となりました。

営業利益面においては、独自のプラットフォーム技術を共通基盤として活用し、複数のパイプラインを並行開発する等、積極的な研究開発投資を継続しつつも、製造プロセスの開発効率向上とコスト効率化による研究開発費の抑制を図った結果、大幅な損失幅の縮小となりました。

また、継続的に研究開発及び技術開発に係る補助金を獲得する等、外部資金の受領による営業外収益108,771千円（前年同期比132.1%増）及び営業外費用41,894千円（前年同期比104.6%増）を計上したことから、上記営業損失幅の縮小と合わせて大幅な経常損失の縮小になっております。

この結果、売上高230,999千円（前年同期比324.3%増）、営業損失828,179千円（前年同期は896,133千円の営業損失）、経常損失761,301千円（前年同期は869,747千円の経常損失）、当期純損失763,843千円（前年同期は872,238千円の当期純損失）となりました。

なお、当社事業は細胞製品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度においては、「成長期」と位置付ける企業成長フェーズ（詳細：2025年3月25日「事業計画及び成長可能性に関する事項」）において、複数領域における開発成果や技術普及、実需に基づく収益拡大の好循環を引き続き持続拡大させることで、今後の「拡大期」に向け、外部環境や提携一時金等の変動要素に左右されることのない、細胞製品及びデバイス製品による安定的なベース収益と、再生医療等製品の上市による成長収益を両輪とした、当社独自の自律的かつ安定的な収益モデルの確立を目指して活動してまいりました。

さらに、次世代細胞製品の商業化・量産化に向け、高度な技術力を保有するパートナー企業との共同開発や直近の株式会社クラレとの業務資本提携をはじめとするパートナーシップの強化を通じて、将来的な再生医療等製品の上市後の収益性を抜本的に高める事業基盤が整いつつあることから、今後も、生産性向上による収益向上、医療の持続可能性の確保に繋げ、中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

### 3. 事業及び製品開発の進捗

当事業年度における各事業領域の製品開発に係る進捗概況は、以下のとおりです。

#### (1) 再生医療領域

本領域では、主要な再生医療パイプライン（末梢神経再生、骨軟骨再生、血管再生等の革新的な再生医療等製品）について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」という。）等の公的機関の支援のもと、再生医療等製品の承認取得・実用化を目指し、各大学・研究機関及び連携企業等の共同開発パートナーとともに臨床開発及び研究開発に注力しております。

当事業年度においては、主要パイプラインの着実な開発進展と将来的な技術の社会実装や製品の商業化を見据えた戦略的提携が大きく前進いたしました。

具体的には、これまでに、当社のバイオ3Dプリンタを用いた再生医療等製品に係る臨

床開発において、世界で初めて実際の患者さまへ、患者さまご自身より採取した細胞から製造した三次元神経導管を移植することに成功し、治療効果を高める等、産学官一体で取り組む新たな再生医療等製品の製品開発が順調に進展しております。

また、当社のパートナー企業との協業を通じたパートナーシップの拡大により、本分野における事業基盤（サプライチェーン）の整備・確立に向けた取り組みが進んでおります。

さらに、本臨床試験の成果を含む当社の再生医療等製品の開発に関しては、国際学術誌への掲載や学会での発表等を通じて、学術的・科学的なエビデンスを国内外に広く公表し、また、展示会等においても製品周知及び価値向上に向けて様々な活動を行いました。その結果、当社の製品開発活動やバイオ3Dプリンティング技術をはじめとした基盤技術に対するメディアでの取り上げが増加する等、今後の製品上市へ向けた事業化活動も進展いたしました。

それぞれの分野毎の取り組みは以下のとおりです。

### ① 主要パイプライン

末梢神経再生については、京都大学医学部附属病院において実施した「末梢神経損傷を対象とした三次元神経導管移植による安全性と有効性を検討する医師主導治験」が完了したことを受け、国立大学法人京都大学及び当社のパートナー企業である太陽ホールディングス株式会社並びに太陽ファルマテック株式会社とともに、企業治験開始に向けた準備を進めております。

また、同種細胞を用いた再生医療等製品の研究開発についても順調に進展しており、AMED事業「末梢神経損傷に対する同種臍帯由来間葉系細胞を用いた三次元神経導管移植治療法の開発」において、開発パートナーである国立大学法人京都大学及び国立大学法人東京大学とともに非臨床試験等を実施し、神経再生の有効性と安全性を確認した研究成果が米国の国際学術誌「PLOS One」及び「Cell Transplant」に掲載されました。

当事業年度においては、治験製品の製造体制及び臨床体制を整備し、製造施設において製造試験を実施の上、治験開始に向け準備を完了いたしました。これを受け、AMED事業「末梢神経損傷に対する同種臍帯由来間葉系細胞を用いた三次元神経導管移植の医師主導治験に関する研究開発」の支援のもと、手指の末梢神経損傷患者に対する医師主導治験を開始いたします。

このように当社では、再生医療業界では初となる、同一基盤技術に基づいた自家細胞製品及び同種（他家）細胞製品の同時開発並びに製品化の実現を通じ、再生医療等製品の価値最大化を図り、再生・細胞医療への貢献を目指して、引き続き開発に取り組んでまいります。

骨軟骨再生については、AMED橋渡し研究プログラム「バイオ3Dプリンター技術を

用いた「膝関節特発性骨壊死に対する骨軟骨再生治療」において、開発パートナーである慶應義塾大学病院及び藤田医科大学病院とともに治験製品の製造体制を整備し、製造施設での製造試験を行う等、治験開始に向けた準備を進めました。また、経済産業省「令和4年度第二次補正予算『再生・細胞医療・遺伝子治療の社会実装に向けた環境整備事業』」により基盤整備を進めた神奈川県川崎市殿町及び東京都大田区羽田エリアにおいて、藤田医科大学及び慶應義塾大学病院、慶應義塾大学再生医療リサーチセンターとともに骨軟骨再生の社会実装に向けて継続して基盤整備に取り組んでおります。

血管再生については、国立大学法人佐賀大学とともに臨床試験を継続し開発を進めました。

今後も、開発パートナー及び医療機関並びにパートナー企業と協働し、細胞製神経導管をはじめとする複数パイプラインについて、革新的な再生医療等製品としての製造販売承認取得並びに社会実装を目指し、新たな治療法の選択肢を増やすべく、引き続き開発を進めてまいります。

## ② 次世代パイプラインの育成及び探索開発

また、上記の主要パイプラインに加え、次世代パイプラインの育成及び探索開発についても進捗しており、共同研究先である国立大学法人広島大学が採択されたAMED事業「バイオ3Dプリンターで作製した三次元移植組織を用いる革新的歯周再生療法の開発」に引き続き参画し、歯周組織再生療法に関する研究開発を進め、第24回日本再生医療学会総会（2025年3月）、第68回秋季日本歯周病学会学術大会（2025年10月）において共同研究パートナーとともに開発成果の公表等を行いました。また、末梢神経再生の領域拡大として、顔面神経再生についての開発を進めており、東京女子医科大学と東京医科大学との共同研究成果が論文「Stem Cells International」に公表されました。

今後も引き続き、次世代パイプラインの研究開発を進めるとともに、新たなシーズ探索・基礎研究を進めてまいります。

### ③ パートナーシップ戦略に基づく事業基盤構築

パートナー企業との連携に関しては、細胞製品の製造に関する包括的パートナーシップ契約を締結している太陽ホールディングス株式会社及びその子会社である太陽ファルマテック株式会社とともに、将来の再生医療等製品の実用化を見据えた、製造販売体制構築に向けて準備を進めました。その他にも、ZACROS株式会社とともに細胞の大量培養に関する共同技術開発を、岩谷産業株式会社とともに3D細胞製品の凍結保存に関する共同開発を進める等、当社が開発を進める再生医療等製品及び3D細胞製品の実用化に向けたパートナー企業との共同開発の進展により、将来的な産業応用も視野に入れた産学官エコシステムでの取り組みも加速しております。

当事業年度においては、PHCホールディングス株式会社及びその子会社であるPHC株式会社と、第24回日本再生医療学会総会（2025年3月）において学術セミナーを共催するとともに、再生医療等製品の商業生産へ向けた共同開発の成果として、3D細胞製品の商業化へ向けた新生産技術についての成果発表及びプレスリリースを行いました。また、再生医療パイプライン開発の順調な進捗を受け、再生医療の産業化及び社会実装に向け、株式会社クラレ、ZACROS株式会社及び千代田化工建設株式会社との4社による「細胞の挙動を解析・予測する新規シミュレーションソフトを駆使した効率的な大量培養プロセス構築法の確立及びプラットフォーム化に関する共同開発」を開始しました。

さらに、当社独自の基盤技術「バイオ3Dプリンティング」と株式会社クラレの精密かつ信頼性の高い「高品質なモノづくり力（素材開発力）」を戦略的に融合させ、再生医療及びライフサイエンス分野における新事業の創出を目的として、業務資本提携を締結いたしました。革新的な再生医療等製品の事業化フェーズへの移行という重要なタイミングで本業務提携が実現したことにより、今後は、新たな再生医療の実現へ向けた事業化が大きく加速することが見込まれます。

これらの国内での事業展開に加え、バイオ3Dプリンタのマーケティングをはじめ、様々な関係機関や企業等とのコラボレーションの機会探索の拡大等、今後の商業化及びグローバル展開へ向けた協業も進捗しております。

具体的には、日立グローバルライフソリューションズ株式会社、MetaTech (AP) Inc. 及び Taiwan Hitachi Asia Pacific Co., Ltd. との台湾地域での協業展開や、Centre for Immunology & Infection Limited (C2i) の子会社である C2iTech Limited (香港)、及び日立グローバルライフソリューションズ株式会社との間で、当社の独自技術「バイオ3Dプリンティング」を活用した今後のアジア地域における戦略的協業に向けた交渉を進める等、バイオ3Dプリンティング技術をはじめとする当社の基盤技術のアジア展開が進展いたしました。

#### ④ その他事業化活動等

当社では、これらの事業活動と並行して、日本の再生医療に関する情報を世界へ向け発信する取り組みも推進しております。当事業年度においては、厚生労働省が推進する情報発信事業への協力を通じて、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）にて、バイオ3Dプリンタや基盤技術を用いて作り出される新たな3D細胞製品等の展示を行いました。

以上のように、今後もパートナー企業との間で戦略的パートナーシップの強化を進め、革新的な再生医療等製品の早期の実用化に向けた開発を進めるとともに、商業化へ向けた企業間連携をより一層強化してまいります。

#### (2) 創薬支援領域

本領域では、独自の基盤技術「バイオ3Dプリンティング」により、人工材料等による足場（スキャフォールド）を使用せず、ヒト細胞のみから成る3D細胞製品の開発を進めており、「ヒト3Dミニ肝臓®」をはじめとした、臓器が有する機能を体外で再現する3D細胞製品「機能性細胞デバイス（Functional Cellular Device：FCD®）」の製品開発に注力しております。

当事業年度においては、本3D細胞製品のラインナップ拡充と、それらを活用した共同研究及び受託試験のプロモーション活動を積極的に展開いたしました。

具体的には、すでに販売を開始している第1弾FCD製品「ヒト3Dミニ肝臓®」について、MPS実用化推進協議会第2回学術シンポジウム（2025年1月）の企業展示ブースへの出展やウェビナーの開催による製品周知等によりマーケティング及び販路拡大に向けた活動を行うとともに、極東製薬工業株式会社、オリエンタル酵母工業株式会社と新たに販売提携契約を締結し、販路拡大を進めました。

また、これらの販売活動と並行して、本製品に関する米国における特許権を取得したことで、今後は、日本に加え米国市場での更なる展開へ向けたマーケティング活動にも本格的に着手いたします。

本製品は、製薬企業や非臨床試験受託企業等から、創薬研究のニーズに応える高いユーザビリティに対する評価をいただくとともに、将来的には、サステナビリティの観点からも動物実験代替法としての活用可能性等の大きな社会的意義を有しており、今後はグローバルを含め広く周知していく予定です。

さらに、「ヒト3Dミニ肝臓®」に続くFCD製品のラインナップ拡充に関しても、APPW2025(第130回日本解剖学会/第102回日本生理学会/第98回日本薬理学会合同大会)（2025年3月）、第52回日本毒性学会学術年会（2025年7月）、第9回バイオ医薬EXPO（2025年7月）、日本動物実験代替法学会第38回大会（2025年11月）並びに統合医療機能性食品国際学会第33回年会（2025年11月）における、研究成果の発表及び企業展示ブースでの紹介を行う等、事前のマーケティング活動を経て、2025年12月より

「ヒト3Dミニ肝臓®／疾患モデル」の販売を開始いたしました。

本製品は、世界的にも未充足な医療ニーズ（アンメット・メディカル・ニーズ）が高い「脂肪性肝炎（MASH）」領域の治療薬開発を支援する新たな製品であり、有効な承認薬が未だ存在しない同領域において、新薬開発の加速に大きく貢献することが期待されております。

本製品のような新たな細胞製品を、拡大成長を続ける新創薬市場へ投入することにより、従来の安全性評価用の「健常モデル」に加え、有効性評価用の「疾患モデル」の提供が可能となりました。これにより、製薬企業の創薬プロセスを安全性・有効性の両軸から強力にサポートできる体制が整い、今後のさらなる販売拡大が見込まれます。

さらに、新たに当社独自の基盤技術を拡張し、ヒトの腸管が有するバリア機能を再現する「3Dミニ腸管モデル」作製技術について開発を完了しました。今後、当社の機能性細胞デバイス（FCD®）シリーズの新たな製品ラインナップとして、世界的に急拡大する腸活等の消化器系健康関連市場や「未病」市場への製品投入を目指して、食品製造分野で最大級の展示会FOOMA JAPAN2025(2025年6月)に出展する等、医療分野以外への製品拡大及び販路拡大を目的としたマーケティング活動にも注力いたしました。

今後、製薬企業や食品会社等からのニーズに基づく3D細胞製品のラインナップの拡充と各種受託やデバイス製品の売上の積み上げによりベース収益の安定拡大を図るとともに、当社独自の基盤技術が創出する3D細胞製品を通じて、医薬品や食品、動物実験代替法等、多岐に渡る領域進展への貢献に取り組んでまいります。

### （3）デバイス領域

本領域では、バイオ3Dプリンタを中心としたデバイス及び消耗品販売に加え、当社細胞製品の商業生産を視野に入れた次世代装置の開発に注力しております。

当事業年度においては、PHC株式会社との共同開発による自動化技術の進展等、プラットフォーム技術の付加価値向上を図るとともに、再生医療領域における製品製造環境整備や商業生産技術開発が進展いたしました。具体的には、独自の基盤技術を搭載した自動化装置や関連周辺機器及び専用消耗品類の開発・製造・販売等の事業活動を進め、機器・消耗品類によるベース収益の向上に努めました。

将来の再生医療等製品の生産技術の基盤構築に向け、末梢神経再生や骨軟骨再生等の主要パイプラインにおける治験開始に向けた製造環境整備、再生医療領域における次世代パイプラインの研究開発や創薬支援領域のFCD製品の開発を加速させるための生産技術開発も進めており、再生医療等製品をはじめとする各種3D細胞製品の製造工程に関して、バイオ3Dプリンティング以外の工程の機械化・自動化にも着手しております。併せて、製造現場での生産性向上を図るべく周辺機器類の拡充等も並行して進めております。その一環として、業務提携パートナーである日本精工株式会社との間では、3D細胞製品の製造工程の機械化・自動化へ向けた新技術開発を進めました。

加えて、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（全国中小企業団体中央会／中小企業庁／経済産業省）の支援のもと開発を進めてきた『バイオ3Dプリンタ用資材製造・保守レポート管理システムの構築』に関して、デバイス製品の生産性・品質向上に取り組み、新たに開発した周辺機器類の製品販売を開始いたしました。今後は本事業を通じて得られた開発の成果をもとに、商業生産を見据えた実用化をさらに加速してまいります。

その他、各種学会や展示会へのバイオ3Dプリンタの出展、メディア等の媒体を通じたPRの拡大等、更なる基盤技術の普及・周知に繋げる活動に関しても継続して取り組んでおります。

今後も引き続き、様々なパートナー企業との連携を通じて、各種3D細胞製品の実用化に向けた生産技術開発、製品製造工程に係る様々な技術応用や新技術開発及び商業生産へ向けた機械化・自動化、並びに将来の商業化を見据えた新たな生産技術開発にも積極的に取り組み、再生・細胞医療領域における様々な製品開発に寄与する有力な技術としてのポジション確立を目指してまいります。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は48,074千円です。

### (3) 資金調達の状況

当社は、経済・金融環境の変化に備えて十分な手元流動性を確保し、中長期的な財務基盤の拡充を図るため、株式会社三井住友銀行・株式会社三菱UFJ銀行等の取引銀行や株式会社商工組合中央金庫等の政府系金融機関等との間で総額1,700,000千円のコミットメントライン契約等を含む融資枠を設定しており、当期末において融資枠に基づく実行残高は485,000千円であります。

また、当社では先般の新型コロナウイルス禍等の長期化リスクを見据えた安定的な運転資金の確保を目的として、日本政策金融公庫からの「新型コロナ対策資本金劣後ローン」等の長期借入を実施しております。

加えて、2025年6月16日に第三者割当てによる第22・23・24回新株予約権を発行し、第22回新株予約権の行使完了により827,343千円を調達いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、企業理念である「革新的技術を用いて医療の飛躍的な進歩に貢献する」ことを目指し、独自の基盤技術である「バイオ3Dプリンティング」を用いた再生医療等製品の実用化及び3D細胞製品の産業化、並びに持続的な企業成長の実現に向け、多角的な戦略のもと様々な領域において事業展開しております。

当社のさらなる企業成長へ向けた重要なフェーズに位置付ける当事業年度においては、新しい医療や新産業の創出を目指し、下記の課題に対処すべく再生医療・細胞治療領域を中心とした複数領域での事業活動に取り組んでおります。

具体的には、①強固な事業基盤の構築、及び、②組織体制及び財務基盤の強化を中心とした経営体制の強化、並びに、③人的資本経営の拡充に重点的に取り組み、中長期的な企業成長と事業価値の最大化を果たしてまいります。

##### ① 強固な事業基盤の構築

###### a. パイプライン価値の向上及び独自の事業化モデルの構築

当社の再生医療等製品及び細胞製品を医療現場で普及させ、中長期的な企業成長へと繋げていくためには、細胞製品の実用化・商業化に向けてパイプラインの価値を継続的に拡大・発展させていく必要があります。そのためには、革新的な再生医療等製品をはじめとする、当社独自の基盤技術から生み出される3D細胞製品を広く周知し、普及していくことが重要です。

当社の製品は前例のない新しいコンセプトの製品ゆえ、その製品上市を通じた市場浸透及び産業化のバリューチェーンを構築することが課題として挙げられます。

本課題へ対処すべく、当社では、高度な開発力・技術力等の専門性を有する複数の事業会社パートナーとの強固かつ効率的な共同開発体制を構築し、製品上市へ向けた臨床開発を加速させております。また、このような取り組みに加え、パートナー企業との戦略的な提携を進めることで、研究開発の成果としての社会実装に留まることなく、『着実な製品開発』と『効率的な製造』、そして『安定的な収益化』の3つが連動する独自の事業化モデルを構築することを推進してまいります。

###### b. 基盤技術のプラットフォーム化及び独自のポジション確立

当社固有の基盤技術を事業展開の基軸として、持続的な企業成長を果たしていくためには、再生医療・細胞治療領域における基盤技術の普及及びプラットフォーム化を推進することが重要です。

当社では、学会をはじめとする業界団体への認知度向上に向けた活動とともに、現在の基盤技術を搭載したバイオ3Dプリンタのみならず、細胞製品製造工程の機械化・自動化へ向けた新技術開発を進めるなど、基盤技術としてのさらなる付加価値向上へ向けた技術開発に継続して取り組んでおります。

また、3D細胞製品の業界スタンダードモデル化に向け、パートナー企業との戦略的パートナーシップを深化させ、再生医療の市場拡大及びコスト低減の両面に貢献してまいります。そして、将来の商業生産を支える「産業化技術基盤」を確立することで、再生医療及びライフサイエンス分野の産業化を牽引するプラットフォーマーとして独自のポジション構築を推進してまいります。

### ② 経営基盤の強化

#### a. 組織体制の強化

持続的な企業成長のためには、将来の事業基盤の構築と独自の3D細胞製品の開発に必要な技術革新を着実に実行できる高度な専門人財で構成される組織体制を強化していくことが課題として挙げられます。

本課題へ対処すべく、当社では、自社において組織的な開発力・技術力の向上を図るとともに、パートナー企業等との協働を通じ、専門性の高いプロジェクトをバイオロジー及びエンジニアリングの両側面から1つの組織で牽引できる、組織体制に注力しております。

さらに、将来のグローバル展開を加速させるべく、多様性のあるグローバル人材の確保、海外の規制や市場動向に対応できるガバナンス体制の整備を進め、健全かつ機動的な経営体制を構築してまいります。

#### b. 財務基盤の強化

研究開発型ベンチャー企業である当社の特性上、恒常的な製品販売等による安定的な収益確保に至るまでは、先行投資による資金需要が発生します。

そのため、将来の持続的な収益基盤形成に向けて、収益の多様化やデバイス販売、各種受託等のベース収益の安定化を図るとともに、開発効率の向上やコスト抑制を継続し、財務基盤を強化する必要があります。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）及び東京都等の行政からの研究開発・技術開発に対する事業採択を通じた効果的な開発資金を獲得する等、研究開発費を中心とした事業活動資金を継続的に外部より調達しております。

さらに、安定した運転資金を確保しながら、研究開発及び技術開発に対する先行投資を着実に実行するため、証券取引所への上場等による資金調達の選択肢拡大に加え、大手金融機関からの融資枠の供与や政府系金融機関からの長期借入を通じて対外信用力を強化する等、間接金融による財務状況の安定性強化も進めております。

今後も、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図りながら、将来の成長に向けた研究開発投資を継続しつつ、外部資金の積極的な活用や株式市場からの調達等を含めた機動

的な資金調達を検討を行うなど、資本効率を意識した健全かつ安定的な財務体質の維持・向上を図り、外部環境に左右されない強固な財務基盤の構築を推進してまいります。

### ③ 人的資本経営の拡充

当社のような小規模なベンチャー企業における持続的な企業成長と価値創造の源泉は「人」にあります。当社では、独自の技術情報を継承する高度専門人材の確保、事業化・グローバル展開を牽引する次世代リーダーの育成に注力し、多様な人材が活躍できる組織文化の醸成を図りながら企業成長を目指す人的資本経営が極めて重要であると考えております。

本課題へ対処すべく、当社では、独自の基盤技術に精通し高度な専門的技能及び経験を有する研究者・技術者・開発者等の高度専門人材の確保及び育成、並びに、社内環境整備に関する様々な施策を通じて、人的資本経営を拡充することに積極的に取り組んでおります。

具体的には、中長期的インセンティブプランとしてのストック・オプション制度の継続に加え、役職員自らが環境を構築する独自の『まほろばプロジェクト』を通じ、男性役職員の育児休業取得も積極的に促進するなど、すべての社員がライフステージに合わせた柔軟な働き方で能力を発揮できる体制を構築することで、人的資本経営に基づく持続的な組織成長を実現します。

(5) 財産及び損益の状況

区 分		第13期 (2022年12月期)	第14期 (2023年12月期)	第15期 (2024年12月期)	第16期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	374,477	61,112	54,446	230,999
経常損失 (△)	(千円)	△433,165	△586,187	△869,747	△761,301
当期純損失 (△)	(千円)	△473,962	△589,211	△872,238	△763,843
1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△177.67	△75.42	△108.34	△86.78
総資産	(千円)	4,815,337	4,214,809	3,518,001	4,266,026
純資産	(千円)	3,769,801	3,203,469	2,542,406	2,757,627
1株当たり純資産額	(円)	484.88	405.71	304.60	276.42

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。  
 2. 1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数により算出しております。  
 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。  
 4. 当社は2022年9月2日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

再生医療等製品の研究・開発・製造・販売を主たる事業としております。

(8) 主要な事業所

名称	所在地
本社及び東京ラボ	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産東京三田サウスタワー
福岡ラボ	福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号 天神ビジネスセンター

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23 (3)名	2名増 (2名増)	42.8歳	5.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託、パートタイマー及び派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に、外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

金融機関名	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	727,000千円
株式会社日本政策金融公庫	300,000千円
株式会社西日本シティ銀行	100,000千円
株式会社横浜銀行	100,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 23,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,611,800株

- (注) 1. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数が27,000株増加しております。  
 2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が1,300,000株増加しております。  
 3. 譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式の総数が100,000株増加していません。

(3) 株主数 9,663名

### (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社SBI証券	535,100	5.56
秋枝 静香	511,200	5.31
SBI Ventures Two株式会社	462,700	4.81
三條 真弘	383,900	3.99
小西 正夫	313,000	3.25
楽天証券株式会社共有口	244,600	2.54
株式会社SBI新生銀行	223,000	2.32
中山 功一	189,900	1.97
PHC株式会社	185,100	1.92
福岡地所株式会社	175,200	1.82

(注) 持株比率は、小数点第3位を切り捨てて算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式を付与しております。

区分	株式数（株）	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	100,000	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)①d.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 第三者割当による新株式発行について

2025年12月24日開催の取締役会において、2026年1月9日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。これに伴い、当該払込期日において、発行済株式の総数は352,100株増加しております。

② 基準日後株主への議決権行使について

当社は、2026年1月22日開催の取締役会において、第16期定時株主総会に係る基準日後に第三者割当により当社新株式を取得した者に対し、本定時株主総会における議決権を付与することを決議いたしました。第三者割当により当社株式を取得した株主、議決権数及び議決権に占める割合は次のとおりであります。

株主名	議決権数	議決権に占める割合
株式会社クラレ	3,521個	3.53%

(注) 議決権に占める割合は、2025年12月31日現在の総株主の議決権総数96,019個に、本第三者割当増資による新株式の発行により増加する議決権の数3,521個を加算した数を基準に算出しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 2019年4月12日開催の取締役会決議による新株予約権（第14回新株予約権）

- ・新株予約権の数 10個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式500株（新株予約権1個につき500株）
- ・新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり110,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間 2021年4月13日から2029年4月12日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	10個	5,000株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 1. 上記の取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 2022年9月2日付で行った普通株式1株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 2022年3月4日開催の取締役会決議による新株予約権（第18回新株予約権）

- ・新株予約権の数 180個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式500株（新株予約権1個につき500株）
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり2,700円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり125,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間 2022年3月14日から2032年3月13日まで
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	166個	83,000株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 2022年9月2日付で行った普通株式1株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2024年12月13日開催の取締役会決議による新株予約権（第21回新株予約権）

- ・新株予約権の数 168個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式16,800株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり100円
- ・新株予約権を行使することができる期間 2027年1月16日から2035年1月15日
- ・新株予約権の割当対象者及び割当数 当社従業員14名 168個

(3) その他新株予約権等の状況

① 2023年12月25日開催の取締役会決議による新株予約権（第19回新株予約権）

- ・新株予約権の数 3,100個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式310,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり500円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり77,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間 2026年1月16日から2034年1月15日まで
- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	3,100個	310,000株	3名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

② 2025年5月30日開催の取締役会決議による新株予約権（第22・23・24回新株予約権）

<p>・新株予約権の数</p>	<p>18,000個                  第22回新株予約権 13,000個                  第23回新株予約権 2,500個                  第24回新株予約権 2,500個</p>
<p>・新株予約権の目的となる株式の種類と数</p>	<p>普通株式1,800,000株（本新株予約権1個につき100株）                  第22回新株予約権 1,300,000株                  第23回新株予約権 250,000株                  第24回新株予約権 250,000株                  本新株予約権については、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。                  第22回新株予約権に係る下限行使価額は471円ですが、下限行使価額においても、第22回新株予約権に係る潜在株式数は1,300,000株です。また、第23回新株予約権及び第24回新株予約権に係る下限行使価額は当初1,413円ですが、下限行使価額においても、第23回新株予約権及び第24回新株予約権に係る潜在株式数はそれぞれ250,000株です。</p>
<p>・新株予約権の払込金額</p>	<p>総額 11,550,000円                  （第22回新株予約権1個当たり850円、第23回新株予約権1個当たり100円、第24回新株予約権1個当たり100円）</p>

<p>・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p>	<p>当初行使価額            第22回新株予約権 942円            第23回新株予約権 1,413円            第24回新株予約権 1,413円            第22回新株予約権の行使価額は、第22回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。            第23回新株予約権及び第24回新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の東京証券取引所における終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
--------------------------------	--

	<p>当社は、株式市場の著しい混乱などの外部要因により、当社の株価に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合で、かつ資金調達を必要とするやむを得ない合理的な事由がある場合に限り、当社取締役会の決議（以下「下限行使価額修正決議」といいます。）によって、当社の株価及び出来高の推移、当該事象が当社の事業に及ぼす影響の程度、並びに資金調達の必要性の軽重等を総合的に勘案し、発行決議日前取引日の終値の100%に相当する金額から発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額の範囲内で合理的な事由に相応する限度まで、第23回新株予約権及び第24回新株予約権に係る下限行使価額の修正を行うことができます。</p> <p>下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の翌日以降適用されます。また、当社は上記の下限行使価額修正決議を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。</p>
<p>・ 新株予約権を行使することができる期間</p>	<p>2025年6月17日から2026年6月16日まで</p>
<p>・ 割当先</p>	<p>第22回新株予約権：株式会社SBI証券          第23回新株予約権：株式会社SBI証券          第24回新株予約権：岡三証券株式会社</p>

(注) 上記のうち第22回新株予約権については、2025年10月1日をもって全て行使されており、その結果、資本金が413,671千円、資本準備金が413,671千円それぞれ増加しております。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	当社における担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	秋枝 静香	社長執行役員
取締役	三條 真弘	執行役員・CFO経営管理部長
取締役	徳永 周彦	執行役員・システム開発部長
取締役	吉岡 康弘	－
取締役	鈴木 邦彦	株式会社セルフファイバ 社外監査役
常勤監査役	水口 祐介	みずぐち公認会計士・税理士事務所 代表
監査役	廣瀬 卓生	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 株式会社コアコンセプト・テクノロジー 社外取締役(監査等委員) 浜松ホトニクス株式会社 社外取締役
監査役	小田 和也	みれい薬株式会社 代表取締役

- (注) 1. 監査役水口祐介氏は、退任した監査役の補欠として東京地方裁判所への仮監査役選任の申立てにより2025年5月21日付で仮監査役として選任され就任し、その後、2025年8月14日開催の臨時株主総会で監査役に選任され、就任しました。
2. 取締役吉岡康弘氏及び取締役鈴木邦彦氏は、社外取締役であります。
3. 監査役水口祐介氏、監査役廣瀬卓生氏及び監査役小田和也氏は社外監査役であります。
4. 監査役水口祐介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役廣瀬卓生氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家として法令、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役吉岡康弘氏、鈴木邦彦氏、監査役水口祐介氏、廣瀬卓生氏及び小田和也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任時の地位及び重要な兼職の状況
小田 陽一	2025年4月27日	常勤監査役 小田公認会計士事務所 代表

(注) 小田陽一氏は、2025年4月27日に逝去され、監査役を退任しました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に基づき、かつ、独立社外役員が委員の過半数を占める報酬諮問委員会における審議等の手続きを経たうえで決定されていることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を目指して、外部専門機関の報酬データや公表資料データを参考にしながら、同業他社、異業種の報酬水準等を踏まえて基準額の設計を行っております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、月額固定報酬のほかに、あらかじめ定める客観的な基準及び外部評価等を取り入れた所定の手続きに従い合理的に算出される賞与等の業績連動報酬やストック・オプション等の非金銭報酬を支給することができるものとしております。

このように報酬の一定割合を業績と連動させること、あるいは、非金銭報酬による支給とすることにより、持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能させます。

また、社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から定額報酬（月額固定報酬）のみで構成するものとします。

さらに、取締役がその在任中に職務遂行不能（死亡等）により退任した場合には、取締役会の決議により定められた基準により、株主総会の決議を得たうえで、退職慰労金（弔慰金等）を支給することとしております。

b. 定額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の定額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、業績、企業成長に対する貢献等に応じて、一般的な業界水準、当社と同程度の事業規模を有する他社動向等を総合的に考慮して決定するものとします。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭報酬とし、当社及び当社取締役の業績評価に応じて算出された基準額に、当該年度の各取締役の貢献度等を加味して支給するものとします。

d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブ付与を目的として、株主総会において金銭報酬とは別に承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストック・オプション等の新株予約権、在任条件型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式を付与します。

新株予約権の付与は、個別の取締役の役位、職責、在任年数、業績評価、中長期的な企業成長への貢献等を総合考慮して、適宜の時期に取締役会にて協議して個別の取締役への付与の有無・数量・条件等の具体的内容を決定しております。また、在任条件型譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の交付される当社の普通株式の総数、対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定するものとします。

e. 金銭報酬の額、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の割合については、同業種かつ同規模の企業の報酬等の検証を踏まえたうえで、当社の業績に鑑み、支給の都度その具体的内容を決定しております。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定については、取締役会の決議により代表取締役秋枝静香が委任を受けるものとし、委任された代表取締役は、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内において決定します。

なお、当社は、取締役の報酬等について、客観性及び透明性を確保するため、任意の報酬諮問委員会を設置しており、上記の委任された権限が適切に行使されるよう、代表取締役は、委員の過半数が独立社外役員で構成される報酬諮問委員会における審議内容を踏まえ決定することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の具体的内容が決定されていることから、当社取締役会はその内容が上記決定方針に沿うものであり適正であると判断しております。

代表取締役に上記権限を委任した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、経営状況等を最も熟知し、当社を取り巻く環境、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うに最も適しており、総合的に取締役の個人別の報酬等の額を決定できると判断したためです。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

監査役の報酬等は、高度な独立性を確保する観点から定額報酬（月額固定報酬）のみで構成し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会での協議により決定しております。

また、監査役がその在任中に職務遂行不能（死亡等）により退任した場合には、取締役会の決議により定められた基準により、株主総会の決議を得たうえで、退職慰労金（弔慰金等）を支給することとしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	134,444 (7,200)	88,290 (7,200)	46,154 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	32,245 (32,245)	32,245 (32,245)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	166,689 (39,445)	120,535 (39,445)	46,154 (-)	9 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 監査役の報酬等の額には、当事業年度中に退任した監査役1名に対する報酬等（2025年8月14日開催の臨時株主総会にて決議された監査役1名に対する弔慰金を含む）が含まれております。  
 3. 取締役の報酬等については、2021年3月26日開催の第11期定時株主総会において、取締役5名に対し年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、2023年3月28日開催の第13期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役3名に対し「在任条件型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権及び当社普通株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を、「在任条件型譲渡制限付株式」については年額1億円以内、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間として定める3か年の事業年度につき1億5千万円以内、普通株式「在任条件型譲渡制限付株式」については年10万株以内、「業績連動

型譲渡制限付株式」については各対象期間として定める3か年の事業年度につき15万株以内と決議いただいております。

4. 非金銭報酬等の額には、当事業年度における取締役3名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額を記載しております。
5. 監査役の報酬等については、2021年3月26日開催の第11期定時株主総会において、監査役3名に対し年額100百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
  - ・ 社外監査役水口祐介氏は、みずぐち公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
  - ・ 社外監査役廣瀬卓生氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナー弁護士であります。当社は、同事務所との間で法律相談等の役務提供の取引関係がありますが、当該役務は同事務所の異なる弁護士から提供を受けているものであり、また、その取引額は軽微であります。
  - ・ 社外監査役小田和也氏は、みれい菓株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
  
- ② 他の法人等の社外役員としての兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 社外取締役鈴木邦彦氏は、株式会社セルフファイバの社外監査役であります。当社と同社との間には、資本関係はありません。なお、同社との間に業務委託の取引関係がありましたが、現在は取引が終了しております。
  - ・ 社外監査役廣瀬卓生氏は、株式会社コアコンセプト・テクノロジーの社外取締役（監査等委員）及び浜松ホトニクス株式会社の社外取締役であります。当社と上記各社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
  
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

## ④ 当事業年度における主な活動状況

社外役員	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 吉岡 康弘	当事業年度に開催された15回すべての取締役会に出席し、これまでの職務経験を踏まえ、当社事業の持続的な成長と企業価値向上を図るため、研究開発面を中心に経営全般に関わる発言を客観的・中立的立場で適宜行っております。
取締役 鈴木 邦彦	当事業年度に開催された15回すべての取締役会に出席し、これまでの職務経験を踏まえ、当社事業の持続的な成長と企業価値向上を図るため、ファイナンス面を中心に経営全般に関わる発言を客観的・中立的立場で適宜行っております。
監査役 小田 陽一	2025年4月27日に退任されるまでに開催された5回すべての取締役会に出席、また5回すべての監査役会に出席し、公認会計士としての豊富な経験と知識に基づき、当社の財務及び経営戦略に関する発言を適宜行っておりました。
監査役 水口 祐介	社外監査役就任後に開催された9回すべての取締役会に出席、また8回すべての監査役会に出席し、公認会計士としての豊富な経験と知識に基づき、当社の財務及び経営戦略に関する発言を適宜行っております。
監査役 廣瀬 卓生	当事業年度に開催された15回すべての取締役会に出席、また13回すべての監査役会に出席し、法務の専門家としての豊富な経験と知識に基づき、当社のコンプライアンスに関する発言を適宜行っております。
監査役 小田 和也	当事業年度に開催された15回すべての取締役会に出席、また13回すべての監査役会に出席し、これまでの豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般に関わる発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました東邦監査法人は、2025年3月25日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任されました。また、同株主総会で新たに太陽有限責任監査法人が会計監査人として選任され就任いたしました。

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,700千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,700千円

(注) 上表の報酬等以外に、当事業年度において、前任会計監査人である東邦監査法人に対して、会計監査人交代に伴う引継関連業務の報酬1,000千円を支払っております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

### (6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

#### ① 処分対象

太陽有限責任監査法人

#### ② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

#### ③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を確保するため、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を構築しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行うものとする。
  - b. 監査役は、取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行を監査する。また社外監査役のうち1名以上は弁護士であり、法律専門家の視点に基づく監査を担当する。
  - c. 必要に応じて顧問弁護士等の専門家のアドバイスを受ける等により法令に適合することを確認する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」といいます。）に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 取締役会は、法令及び定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行うものとする。
  - b. 経営会議において、会社を取り巻く諸問題について話し合い、共通認識を持つとともに必要な対応を協議する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 

取締役による意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため以下の事項を定める。

  - a. 毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に基づく経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行う。取締役会は、取締役及び社外取締役で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制を整えるものとする。
  - b. 常勤取締役及び各部署長を主要メンバーとする経営会議を、原則として月1回以上開催する。経営会議では、当社経営会議規程に基づく経営に関する重要事項の審議及び業務進捗報告等を行う。また、常勤監査役も経営会議に出席し、業務執行状況を監視する。

- c. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各部署の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
  - d. 内部監査担当部署は、内部統制状況を確認するために、内部監査を実施する。内部監査責任者は、代表取締役承認された年間の内部監査計画書に基づき、被監査部署に対して通知を行い、会社の業務及び財産の実態を調査し経営の合理化及び能率の増進に資することを目的に、内部監査を実施する。内部監査の実施状況については、代表取締役及び監査役に報告する。内部監査責任者は、内部監査実施後に被監査部署に対し、改善状況を確認する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 製品に関する品質、安全性確保及び法令順守のため、購買、生産管理、研究開発等の社内規程を整備し、運用する。その他一般の法的規制に関する遵守については、法務担当部署が対応し、企業価値向上のためのコンプライアンス基本規程、内部通報規程等の関連規程を定める。また、取締役及び使用人の全社員に対し、必要なコンプライアンス研修の受講を実施する。
  - b. 内部監査により、社内各部署の業務執行の適法性・妥当性について公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行う。
- ⑥ 当社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、企業価値向上を目指した経営を行い、かつ社会的責任を全うするために経営理念を策定する。この経営理念に基づき業務の適正を図るため、当社は経営会議を設けて、情報の共有化や適切な時期での意思決定を行う。さらに全体にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、管理規程及び関連諸規程に基づいて、会社の管理監督を実施し、適時適切な報告・相談等を行う。また、監査役及び内部監査担当部署は、当社及び各会社におけるこれらの業務の実施状況を監査する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、内部監査担当部署所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役及び内部監査担当部署長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
  - b. 監査役に報告を行った者が不利益を受けないような体制を整備する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査役は、監査役会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を適宜聴取し、適法性を監査する。
  - b. 監査役は、内部監査担当部署及び会計監査人との相互連携を図り、監査の強化に努める。また、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - c. 監査役は、その職務執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
- ⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを目的に、反社会的勢力対応規程を定め、管理部門担当部署を中心にチェック体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会（書面決議を除く）は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席いたしました。その他、監査役会は13回、経営会議は12回、コンプライアンス・リスク委員会を4回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、執行役員、内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査担当部署は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。



## 損益計算書

自 2025年 1月 1日  
至 2025年12月31日

【単位：千円】

科目	金額	
売上高		230,999
売上原価		117,105
売上総利益		113,894
販売費及び一般管理費		942,073
営業損失		828,179
営業外収益		
受取利息	3,807	
助成金収入	100,778	
為替差益	49	
その他	4,136	108,771
営業外費用		
支払利息	14,279	
コミットメントフィー	10,864	
株式交付費	4,171	
新株予約権発行費	10,776	
固定資産廃棄損	109	
支払手数料	1,666	
その他	26	41,894
経常損失		761,301
税引前当期純損失		761,301
法人税、住民税及び事業税	2,542	2,542
当期純損失		763,843

## 株主資本等変動計算書

自 2025年1月1日  
至 2025年12月31日

【単位：千円】

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,364,728	3,986,655	3,986,655
当期変動額			
新株の発行	463,815	463,815	463,815
当期純損失 (△)	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純 額)	-	-	-
当期変動額合計	463,815	463,815	463,815
当期末残高	1,828,543	4,450,471	4,450,471

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	△2,858,289	△2,858,289	2,493,095	49,311	2,542,406
当期変動額					
新株の発行	-	-	927,631	-	927,631
当期純損失 (△)	△763,843	△763,843	△763,843	-	△763,843
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純 額)	-	-	-	51,433	51,433
当期変動額合計	△763,843	△763,843	163,788	51,433	215,221
当期末残高	△3,622,132	△3,622,132	2,656,882	100,744	2,757,627

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産

商品及び製品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定率法 (ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 8～18年

機械及び装置 4～12年

工具、器具及び備品 2～10年

##### 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

特許権 8～13年

ソフトウェア 社内における見込利用可能期間(5年)による定額法

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主として、自社製品及び仕入商品は引渡を行った時点で、それぞれ顧客が当該財に対する支配を獲得したと考え、収益を認識しております。また、サービスの提供については、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	950,000千円
--------------	-----------

② 担保に係る債務

短期借入金	400,000千円
-------	-----------

長期借入金（1年内返済含む）	500,000千円
----------------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 301,797千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるこれら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	1,700,000千円
借入実行残高	485,000千円
差引額	1,215,000千円

(4) 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 5,464千円

(5) 前受金のうち、契約負債の金額 40,410千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 9,611,800株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 707,500株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は税務上の繰越欠損金であります。そのすべてについて回収可能性がないと判断して、繰延税金資産計上額はありません。なお、繰延税金負債は計上していません。

### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、国外企業への輸出販売に際し生じる外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に研究開発を目的とした資金調達であり、長期借入金には、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、現状の金利は低い水準で推移しており、今後も急激に上昇する可能性は低いと考えられるため、スワップ等は利用していません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金及び短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。敷金及び保証金については、重要性が乏しいことから注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内返済含む）	827,000	786,321	△40,678

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	10

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済含む）	—	786,321	—	786,321

長期借入金（1年内返済含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

項目	報告セグメント		合計
	細胞製品等の研究開発 及び製造販売並びに これらの付随業務	計	
一時点で移転される財	221,646	221,646	221,646
一定の期間にわたり移転される財	9,353	9,353	9,353
顧客との契約から生じる収益	230,999	230,999	230,999
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	230,999	230,999	230,999

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	20,938	5,464
契約負債	1,655	40,410

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,655千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	秋枝 静香	(被所有) 直接5.32%	当社 代表取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	43,065	—	—
役員	三條 真弘	(被所有) 直接3.99%	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	43,065	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	276.42円
1株当たり当期純損失	86.78円

## 9. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2025年12月24日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を行うことを次のとおり決議し、2026年1月9日に払込手続きが完了いたしました。

本第三者割当の概要

(1) 払込期日	2026年1月9日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 352,100株
(3) 発行価額	1株当たり 568円
(4) 調達資金の額 (差引手取概算額)	191,092,800円 (注)
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 99,996,400円 (1株につき、284円) 資本準備金 99,996,400円 (1株につき、284円)
(6) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、株式会社クラレに全株式を割り当て

(注) 調達資金の額は、本株式に係る払込金額の総額から、本株式に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社サイフューズ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 知弘  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中居 仁良  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイフューズの2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。ただし、2025年5月21日に監査役に就任いたしました水口祐介は、就任前の期間における監査事項につき在任監査役より説明を聴くとともに重要な決裁書類等を閲覧し、取締役等及び会計監査人より報告を受け、監査いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社サイフューズ 監査役会

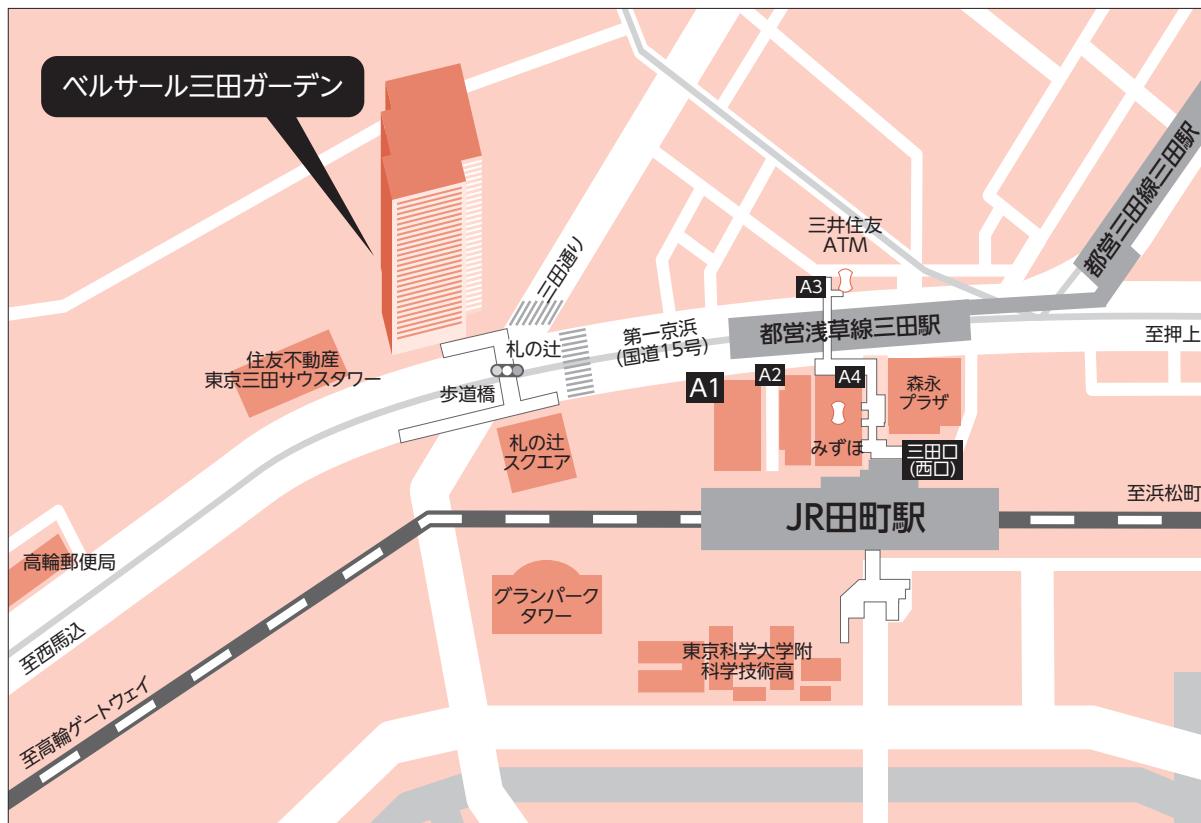
常勤監査役（社外監査役） 水口 祐介 ㊟

社外監査役 廣瀬 卓生 ㊟

社外監査役 小田 和也 ㊟

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区三田三丁目5番19号  
住友不動産東京三田ガーデンタワー2階 ベルサール三田ガーデン  
電話 050-3112-0929



●最寄駅

「田町駅」 三田口（西口）徒歩5分（山手線・京浜東北線）

「三田駅」 A3出口 徒歩4分（三田線・浅草線）

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。